

第一条、漁業権は行政官庁の免許によって付与される。また、各地に組合を作り、漁業権の主体となる。漁民はその組合員の資格において、漁業権を行使する。

七 諸富町漁業組合

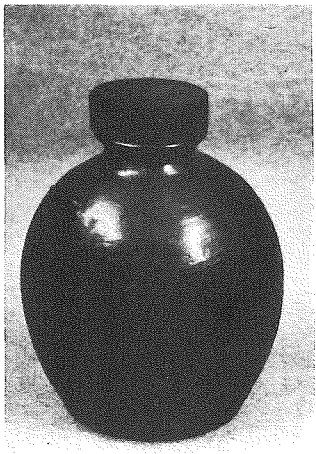
(一) 漁業組合

「磯は根付、沖は入会」を原則とする、藩政時代の漁業が慣行として行なわれてきたが、維新政府は、従来からの漁業占有利用権を、消滅させて、新政府への出願に基いて、改めて許可し借用料をとるという構想の、「海面官有、海面借区制」を、明治八年（二八七五）太政官布告で打ち出した。
新規漁業の出願は盛んに行なわれ、漁法が乱れ秩序がなくなり、多くの紛争が起った。
そこで漁業の秩序が必要になり、漁業の利用関係を規定する漁業組合準則が、明治十九年（二八八六）に制定された。

十日間寝泊りするから水がなくなると、最も近い陸地から水をもらっていた。
米がなくなつて、家まで取りに行くこともあった。
水がめの傍が寝る場所であつたという。



クド (かまど)



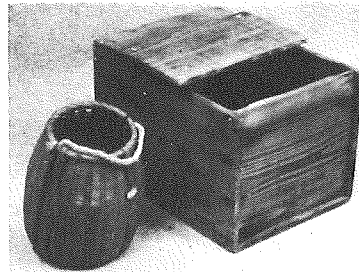
船の水がめ
(口のついたものもある)

3 米 て ぼ (米洗いざる)

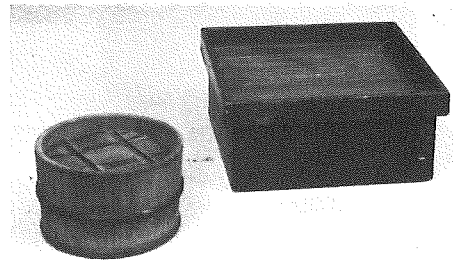
竹製の円筒形の筥で、紐がついていて、船の上から手を伸ばして、回転させながら米が洗えるようになっていている。

4 水 が め

船が揺れても、こぼれないように、口の小さい壺状のかめで、多少の違いがあるだろうが、一荷ぶんの水が入る。
口の下に小さい口が突き出ているもの、それのないものもある。搦部落では



米櫃 (びつ) と米洗いざる



飯びつと御膳 (中に茶碗など)

第五条には漁業の操行規律を定めて、漁業組合をしてその主体たらしめる、とあるが、これは従来の慣行を自治的に確認して、維持させたものである。

要するに、漁場の支配権を「村」から漁業組合へ移し、漁村の新秩序樹立を考えたものであった。

同年に九州西南部肥前国、佐賀漁業組合規約が制定され、組合の事務所を現東与賀町、今町に設置し、佐賀郡漁業組合と称した。

その第四条には漁業場はすべて従来の慣行によると明記してある。

しかし、漁場争いは全国的に発生し、特に県境の漁場に多く、有明海は全国でも紛争の多いところであった。それらの紛争は、もはや、府県の漁業取締規則では解決できなくなり、中央政府の権力で漁場調整をし、紛争防止と資源の保護を計ろうという動きとなった。

最初の漁業法（旧漁業法）

明治二十六年、帝国議会に、わが国最初の漁業法案が提出され、同三十四年に法律として公布され、三十五年から施行される漁業法が生まれた。

戦後の漁業制度改革を新漁業法といい、この法律を旧漁業法という。

この旧漁業法は漁業権を法定し、私有権としての内容の明確化を主眼とし、そのほか漁業に対する官僚的支配の体系を確立した。

この法律は明治四十四年に改正されたが、漁業組合の制度を整備拡充して、漁業組合に経済活動を認め、次の二点について改正施行された。

一、漁業権を物権とし土地に関する規定を準用する。なお漁業権に対する抵当権の成立を認めた。

二、入漁権を創設して物権とし、漁業権に関する従来の入会権をこれに整理した。

その後、この漁業法は、戦後漁業法の改革に至るまで、長い間、わが国の漁業を規制したのである。明治政府の漁業政策は、漁業法によって漁業秩序を維持することが重点であった。

戦時中の漁業組合

昭和十三年、県下の三十三組合が佐賀県漁業組合連合会を組織し、戦時体制下に入って昭和十八年、県下五十九組合が佐賀県水産業会を組成した。

当時はあらゆる面に物資の不足をきたし、国策推進という名の一翼を担って、諸富町二漁業組合（新北村、東川副）は組合員と一体になって努力した。

漁業会では、水産物水揚げの記録報告と、それに対応する燃料油、作業資材の配給を行ない、組合員は人手不足を努力で補い、蛋白資源の確保、供給につとめた。

戦時下にあつて、厳しい経済統制のもとで水揚量に応じた資材を受けるといふ仕組であり、大漁のときは、それに見合う配給があつたといわれている。

新漁業法（漁業法改革）

終戦後、昭和二十三年三月に制定された、水産業協同組合法に基づき、漁業協同組合が結成された。

漁業制度改革は農地改革の着手より四年後れて、実行に移され、それだけ民主化が後退したといわれている。

(二) 歴代漁業組合長 新北村―諸富町

- 一代 弟子丸 米吉
 - 二代 弟子丸 利三郎
 - 三代 松尾 勝太郎
 - 四代 弟子丸 千太郎
 - 五代 三島 国雄 (昭和二十四年五月八日―昭和二十五年九月二一日)
 - 六代 野口 伊六 (昭和二十五年九月二一日―昭和二十八年五月三一日)
 - 七代 田中 儀平 (昭和二十八年六月一日―昭和四一年五月三一日)
 - 八代 江頭 杉太郎 (昭和四一年六月一日―昭和四六年五月三一日)
 - 九代 田中 儀平 (昭和四六年六月一日―昭和四八年五月三一日)
 - 十代 大木 義雄 (昭和四八年六月一日―昭和五一年五月三一日)
 - 十一代 古賀 平次 (昭和五一年六月一日―昭和五七年五月三一日)
 - 十二代 野口 清 (昭和五七年六月一日―現在)
- 昭和三十年町村合併後、諸富町漁業協同組合と称す。
八代、江頭杉太郎氏以降、選挙により就任。

(三) 大中島漁業組合

大正五年の県水産試験場報告書に、大中島百戸のうち五十四戸(五四%) 漁業組合員六〇名が半農半漁ながら漁業を営むとある。

昭和十一年五月一日完成した佐賀市内の貫通道路の工事に、多量の砂を必要とし、その供給に大中島漁業組合員が、筑後川の砂を採取したが、以来、船も大型化し、砂質の長所も認められ大牟田などへも供給し、だんだん砂採りに専念するものが多くなった。

昭和十四年の東川副村誌(小柳佐八編)には、組合長、真崎小二郎(村長兼務)、副組合長、西村米吉、幹事、吉原袈裟六、松永増太郎、組合員二十八名の構成である。

主な事業は貝類採取、貝類養殖(メカジヤ、アサリ)のイケ場(養殖場)三万坪を活用し、後に他地区の専業漁業者に貸与して、その借地料百四十円を組合の費用に充ててきた。

戦後、諸富町漁業協同組合に加入し、大中島漁業組合の最後の組合長西村勝次氏は理事になり、組合員は昭和三十七年まで準組合員であった。

引用文献

昭和三十七年、佐賀県文化財調査報告 第十一集、「有明海の漁撈習俗」

この調査における諸富町関係の資料提供者は次の通り

民俗



お ぐ だ り (三重・新北神社)

弟子丸利三郎 明治九年九月十二日生
 松永 作一 明治十六年四月十日生
 北村 房松 明治三十一年二月二日生
 田中 平次 明治三十五年四月十五日生
 田中 岩蔵 明治三十五年四月二十二日生
 以上の方々の豊富な体験談が記載されている。現存の方は僅か二人であることを考えると、永久に聞けない貴重な資料である。充分に引用させて頂いたことを感謝する。

その他の資料提供者(聴取順)

- | | | | |
|-------|----------------|-------|-------------|
| 田中 寿吉 | 明治四十一年二月二十五日生 | 高主 岩六 | 明治三十九年三月二日生 |
| 田中 秋義 | 昭和三年九月十一日生 | 北村 忠夫 | 明治四十年九月十六日生 |
| 田中 岩蔵 | 明治三十五年四月二十二日生 | 北村 次二 | 大正十三年三月三十日生 |
| 田中 儀平 | 明治四十四年十月六日生 | 石橋 孝 | 大正十五年十月十日生 |
| 江頭杉太郎 | 明治四十年三月五日生 | 井上 藤松 | 明治三十年十二月八日生 |
| 吉田 勇一 | 明治二十一年十二月二十五日生 | 野口 儀平 | 明治三十七年三月四日生 |
| 茂田 国松 | 明治二十四年一月十一日生 | | |